

中部教育学会 第 72 回大会

発表要旨集録

2024 年 6 月 22 日 (土)

愛知文教大学

第1分科会

司会：水野 正朗（東海学園大学）

高校における探究学習の現状

－探究科目のカリキュラム上の位置づけ－

名古屋市立大学大学院 湯浅郁也

1. 研究の目的

本研究の目的は、平成30年度に告示された高等学校学習指導要領に基づく探究科目のカリキュラム上の位置づけとその特性を明らかにすることである。具体的には、各教科における探究科目がどのように編成され、生徒の学びにどのような影響を与えるかを検討する。

2. 研究の方法

本研究では、新学習指導要領を基に探究科目のカリキュラム上の位置づけを文献調査と比較分析により検討した。はじめに学習指導要領の解説編を含む資料を分析し、各教科の探究科目の目的や内容、従来の科目との違いを整理した。その上で、教育現場での実践事例や、探究科目に関する先行研究を収集し、これらを総合的に検討することで、探究科目の特徴を明らかにした。

3. 結果と考察

これまで高校生が探究学習にどのように取り組み、何を学んでいるのかについての実態を明らかにした先行研究として高橋(2007)や湯浅(2019)による国立大学附属校における「総合的な探究の時間」に関する調査が挙げられる。新学習指導要領においては「総合的な探究の時間」に加え「古典探究」「理数探究」をはじめとする7つの探究科目が設けられた。それぞれの科目は生徒の主体的な学びを促進し、幅広い視野での知識と能力の獲得を目指している。

これら探究科目の特徴としては、探究活動を重視する点が挙げられる。生徒は自己

の興味関心に基づいた課題を設定し、資料収集、分析、考察を行い、その成果をまとめることで、主体性や問題解決能力、批判的思考力を養うことが期待されている。また、各教科ともに多角的な視点を持つことの重要性を強調しており、古典探究では文学作品を通じて歴史や文化を理解する視点、地理探究では地理的データを通じて社会現象を多面的に分析する力を育てる目的としている。理数探究においても数学的・科学的な視点から現象を捉える力を養い、問題解決に向けた多角的なアプローチが求められている。これらに加えて、探究科目では資料の活用が重要な要素として共通しており、探究活動では多様な資料を収集し、それらを分析・解釈する能力が求められている。例えば、古典探究では古文書や文学作品が資料として用いられ、地理探究では地図や統計データが活用される。

以上のように探究科目は、それぞれ独自の特徴と目的を持ちながらも探究活動の重視、多角的な視点の養成、資料の活用という共通点を有している。これらの教科を通じて生徒たちは主体的な学びを深め、現代社会に対応する力を身につけることが期待されている。

今後はカリキュラム上には探究科目として位置づけられていない教科における探究学習についても、より詳細な研究と実践の積み重ねが必要である。とりわけ高校英語における探究学習の可能性についても注目すべきである。

「発話速度・フィラーと深い学びに関する研究」

林 文通（名古屋大学大学院）

1 研究の目的

本研究では、子どもの学びについて教育学研究からの知見を導き出すために、これまでの質的な授業分析の方法を踏襲しつつも、量的な視点でとらえる新しい授業分析の方法の開発を目指している。それによって、これまで十分に明らかにできなかった授業中の対話と「深い学び」の関係性を明らかにしていくことを目的とする。

深い学びをとらえる手がかりを、D.バーンズ（2008）による探索的会話に求め、その様相を基に、この思考過程を明らかにする。その際には、思考の特徴が発話におけるフィラーや発話速度に影響していると見込み、新たな授業分析方法を考案する。

2 研究の方法

「深い学び」の表出部を把握するには、田村（2018）が推奨する「文部科学省小学校学習指導要領解説・総合的な学習の時間編」等に記載されている「考えるための技法」を判定基準とし、授業における発話のカテゴリー分析を行う。また、探索的会話が生まれる場面では発話速度が遅くなりフィラーが増加すると仮定し、発話速度と「深い学び」との関連性を探る。

3 結果と考察

発話速度を視点に授業中の発話を分析した結果、高速・中速・低速の各速度域でのフィラー及び深い学び表出部について次のような特徴が明らかになった。

①10 モーラ/秒以上の高速度域では、フィラーが出現しているのは1発話のみであり、深い学び表出部も確認できない。（右表では省略）

②4～9 モーラ/秒の中速度域では発話速度の減少とともにフィラーの出現回数は増加していく。深い学び表出部は、発話速度 4～5 モーラ/秒に最も多く出現しているが、出現率からみると 5～8 モーラ/秒の間でほぼ同率で出現している。

発話速度 (モーラ/秒)	9	8	7	6	5	4	3	2
発話数 (回)	20	25	36	49	62	68	49	40
フィラー出現回数 (回)	2	4	4	7	15	18	11	4
フィラー出現率 (%)	10	16	11.1	14.3	24.2	26.5	22.4	10
「深い学び」出現回数	2	4	6	8	10	10	4	1
「深い学び」出現率 (%)	10	16	16.7	16.3	16.1	14.7	8.2	2.5

③3 モーラ/秒以下の低速域では、フィラー及び深い学び表出部の出現回数と出現率は減少している。

一般的に、発話内容があらかじめ決まっている場合や、決められたことの発表や原稿に基づく発話などは、発話速度の自己調整が可能になり、発話速度が速くなる傾向がある。また、間をつなぐ役目のあるフィラーの出現も相対的に減少する。本授業における対話を通じたグループ活動においては、4～5 モーラ/秒の速度域の発話数が最も多く、それに伴いフィラーも増加していることがわかる。山根（2002）は、「話し手はこのように自分の心情をフィラーに委ね、聴き手はそのフィラーに託された心情を推し量ることによって、円滑なコミュニケーションが可能になる」と述べている。フィラーの出現を「思考を伴う発話に見られる特性」と考えた場合、本時は思考する時間が、授業の中で確実に保障されていたと判断できる。4～5 モーラ/秒で急激にフィラーが増加したのは、この速度域で生徒たちが安心して対話することができるコミュニケーションの「場」が成立した可能性が考えられるからである。発話速度と深い学び表出部の関係で見てみると、必ずしも 4～5 モーラ/秒の速度域と深い学び表出部の高い出現率が一致するわけではない。深い学び表出部の出現は教材や他者との関係性の中から生み出されるもので、単純に発話の速度と結びつけて考えるには無理がある。しかし、4～5 モーラ/秒で思考を伴う発話が増加するのなら、その速度域で深い学び表出部が確認できる可能性は高くなるともいえる。

4 参考文献

Barnes, D. (2008). Exploratory Talk for Learning. In N. Mercer & S. Hodgkinson (Eds.), *Exploring Talk in School: Inspired by the Work of Douglas Barnes*. SAGE.

<https://doi.org/10.4135/9781446279526> [最終アクセス日 2023年09月23日]

田村学（2018）『深い学び』,東洋館出版,p.12,pp.72-75

山根智恵（2002）『日本語の談話におけるフィラー』,くろしお出版,p.4,pp.141-145,p.225

特別支援教育と「探究」の親和性について

岡本 久美子(名古屋市立大学)

第2分科会

司会：上田 敏丈（名古屋市立大学）

冬と対話する幼児の表現に関する一考察（2）一砂と親しむ姿から－

鈴木 捨津美（愛知文教女子短期大学）

1. 問題と目的

日本において、子どもの表現の自由については、子どもの権利条約第13条で保障されている。また、指針・要領では、保育に関わるねらい及び内容の1つとして「表現」が示されており、保育における重要な要素の一つとなっているといえる。しかし近年、急速なデジタル化やスマートフォンの普及によって、子どもの表現は乏しくなっていることが懸念される。このような状況下において高山（2004）は、メディアが子どもに与える影響について言及すると共に、乳幼児期における実体験に基づく遊びが、心と体を発達させることを示している。

幼児の自然との対話に関する筆者の先行研究（鈴木、2024）では、直接体験が幼児の感性に与える影響や保育現場における保育者の感性が子どもの表現に与える影響について、明確にする必要があると考え事例検討を行った。その結果、①子どもの表現は、実体験を通して育まれる感性によって豊かになること、②保育者の感性は子どもの感性に影響を与えるため、保育者自身が感性を豊かにすることの重要性の2点が明らかとなった一方で、他児との相互作用を踏まえる必要性が課題としてあがっている。そこで本研究では、冬という自然と対話する幼児の姿に着目し、他児や保育者の働きかけがどのように幼児の表現に影響を与えているのかを明らかにする。特に本稿では、冬の自然の中でも砂や泥に親しみながら遊ぶ姿から考察をする。

2. 研究方法

1) 調査時期・調査方法：20XX年2月に関与観察を行った。2) 調査協力者の概要：4歳児(A/C児)、5歳児(B/D/E児)の5名は、全員同じクラス(年少～年長の縦割りクラス)に在籍しており、園庭で遊ぶ際は、自由遊びを主としている。日頃から砂遊びだけでなく体を動かすことなども好み、それぞれ自ら楽しみを見つけながら過ごす姿がある。3) 倫理的配慮：日本学術振興会のガイドライン(2015)に則り、調査協力者の最善の利益を損なうことがないよう配慮した。また、事例を記載する際には匿名化するなど、個人情報保護を遵守した。

3. 結果と考察

事例①「砂場での穴掘り」 20XX年2月下旬。園庭に出たA児は、すぐに砂場へ駆けいった。砂場に着くと大きなシャベルを取り、周りにいたB児、C児、D児へ「穴掘ろうよ」と声をかけた。A児の一言をきっかけに、穴掘りが始まった。掘り進めるうちにB児が、穴の下の方が凍っていることに気が付き、「青い土！」と驚きつつも他児に知らせるように言った。A児、C児、D児は、B児の発見が真実であるか確かめるように、スコップの先で砂の感触を確かめながら、C児は「化石」、D児は「ダイアモンド」とそれぞれ表現し合った。

事例②「冬のどろだんご作り」 20XX年3月上旬。園庭で遊んでいたE児は、遊びが一段落し、次の遊びを探すように園庭を見回した。その後、コンクリートの上に自然とたまたまさら砂があることに気が付いた。側にいた保育者に「どろだんご作ろう」と声をかけて遊びに誘い、一緒にどろだんご作りを始めた。作り始めると、「だんご冷たい！」と土の冷たさを表現した。「確かに冷たいね」と返答した保育者の一言に、E児は、「冬だからじゃない？」と返した。

事例①は、凍った土の状態を、各々が言葉で表現している。これは実体験ならではの五感を通した経験によるものであるといえる。大室ら(2024)は、自然と親しむ遊びと10の姿との関連性について考察する中で、自然の中で仲間と共に過ごす経験について言及している。その中で、一人ひとりが想像したことや感性を様々な言葉で表現し、イメージを広げる様子や、自分の中にだけにあるイメージが他児に伝播し、新たな想像の世界が広がっていく姿が見られたことを示している。事例①においても、子どもたちが思い思いに言葉で表現し、聞き合ったことは、互いの感性を刺激し合っていると考えられる。

事例②は、冷たい土で出来たどろだんごに触れ、率直な感想を言葉で表現すると共に、保育者による共感の言葉をきっかけに、自ら冷たさの原因を考え、言葉で表現したといえる。これは、E児自身の「冬は寒い」「寒いと冷える」などの経験や、保育者によるきっかけとなる言葉が、豊かな表現を生み出すことに繋がったと考えられる。池田(2023)は、子どもをただ遊ばせているだけでは教育は成り立たず、保育者と子どもの主体性が交互に表れ、並行していくことで保育が深まるとして述べている。事例②においては、E児の感性を引き出したいという保育者主体の願いとE児の主体的な発言が互いに影響し合い、表現の広がりに繋がったといえる。遠藤ら(2022)は、保育者が幼児の淡い思いに気づいて共感的に受け止め、その思いや表現を「価値あるもの」として捉え、幼児同士の共感的相互作用が高まる遊びを幼児と共に作り上げることが、幼児の豊かな感性と表現を育てる身体表現遊びに繋がると示している。本研究は、身体表現遊びではなく砂遊びであるが、幼児同士や保育者との共感的相互作用が、豊かな感性の育みに繋がることが示唆された点において、同様であると考えられる。

以上より、本研究では、子どもの表現は実体験を通して豊かになることが、改めてより明確となったと共に、①実体験を共有する仲間が存在することで、子どもの表現はより豊かになること、②保育者の言葉が子どもの表現を引き出すきっかけになることが明らかとなったといえる。

子どもの思考の多様性に応ずる教師の意思決定 - 授業記録の分析を通して -

○鈴木 正幸^{*1} 柴田 好章^{*2}

名古屋大学大学院教育発達科学研究科^{*1, *2}

1. 問題の所在

学校における授業は、個別性と即興性をもった複雑でダイナミックな営為である。教師は、子どもの多様な見方・考え方を引き出し、それらを関わらせながら授業を開催している。その際、教師は様々な意思決定に迫られ、その意思決定が子どもの思考を方向づける。昨今、授業における教師の意思決定は、より複雑で難解なものになってきている。そこで、教師が意思決定をする際の要因を解明し、授業の改善と充実に向けた提言に繋げたいと考えた。

2. 目的と意義

本研究は、授業において教師が意思決定をする際の要因を明らかにすることを目的にしている。吉崎（1991）は、教師の意思決定に影響を与える要因として「授業目標」等の11項目をあげ、その過程を示している。本研究では、「授業目標」「子どもの学習状態（理解、意欲など）」「教師の授業意図」に着目して授業を分析し、教師が意思決定をする際の要因を明らかにする。こうした取り組みは、授業研究や教師教育研究への貢献が期待できるとともに、教師の実践力向上にも有用と考える。

3. 方法

本研究は、X県Y立Z小学校の4年W組（児童31名）で第一発表者が実践した算数科「式のよみ方」を分析の対象とした。収録した映像・音声から授業逐語記録を作成し、全体構造を捉えるための分節に区分した。その上で、以下の三視点から各分節での教師の意思決定を分析して記述した。

視点1：授業計画・指導計画の内容
視点2：授業開始からそれまでの過程
視点3：その時点での児童の実態とそれに対する教師の把握

4. 結果

収録したデータから授業逐語記録を作成したところ、児童と教師による367の発話を確認した。そこで、これらを6分節に区分し、そのうち、児童の多様な考えが表出した第2分節と第4分節を分析対象として、それぞれ、4小分節、13小分節に区分した。

次に、教師の意思決定に関する分析結果を述べる。例えば、児童DLが「1×30」を示し、それに対して児童AMが疑問を呈した場面では、教師は、式の中に答えとしての「30」が含まれている点で問題のある児童DLの考えを直ちに修正する方法をとらず、他の考え方と関連付けて問題点の修正を図ろうとする意思決定を行った。この場面について、前述の三視点を用いて分析すると、視点1では、教師はどのような考え方を受け入れた上で式や理由の説明に問題がみられた場合にのみ対応することを計画していたので両者の考えを先ずは受容したことが意思決定の要因になってしまっており、視点2からは、ここで示され

た式が前の分節で他の児童が発表したすべてを数え上げる考え方と関連したものであると認識し、それを用いて問題点の修正を試みたことが、また、視点3からは児童DLが示した式には問題があり、教師はこれを修正する必要に迫られ、かつ、児童AMの反論に応ずる必要もあったことが、それぞれ、教師が意思決定をする際の要因になっていると本研究では分析した。

5. 考察

授業において、児童は様々な考え方を巡らせながら問題の解決を図っている。この授業でみられた児童の思考の多様性は、他の児童との交流によって創出されたと考えられる。授業における交流は、思考を発展させ多様な考え方を生み出す契機になっているが、教師にとっては、それだけ難しい意思決定が求められる。

教師は、児童の発言や行動等を拠り所にして実態の把握に努め、事前の計画やそれまでの授業過程における意思決定の累積も加えて、授業計画の変更・修正等の意思決定を行っている。授業は、絶え間ない教師の意思決定によって展開されているが、児童の状況を的確に把握し、合理的な意思決定をすることは容易なことではない。教師は常に迷いながら手探りの状態で意思決定を繰り返している。

ところで、授業における教師の意思決定は、授業洞察力と関係が深いと考えられる。柴田（2013）は、教育実践における諸事象の背後にある要因を読み解く力等を授業洞察力と呼び、教師や教師教育者に必要な資質であると述べている。子どもの内面や学習の様相を洞察する力は、授業において教師が意思決定をする際の重要な要因と考えられる。

6. 成果と課題

本研究は、授業計画・指導計画、それまでの意思決定、児童の学習状況の把握が、教師の意思決定の重要な要因になっていることを明らかにした。授業において、教師は難しい意思決定を繰り返している。教師の意思決定について、その要因や手掛けりの一部を明らかにできたことは本研究の成果である。また、本研究では、意思決定と授業洞察力との関連についても問題を提起した。今後は、より広範な分析に取り組むとともに、授業洞察力を向上させるための具体的な方略を見出していくことを課題としたい。

【引用参考文献】

- 柴田好章（2013）「同僚教師を育てるミドルリーダーを対象とした授業洞察力と研究組織力の育成」
https://www.nits.go.jp/education/model/report/files_past/h24_di7.pdf
〔最終アクセス日 2024年6月12日〕
吉崎静夫（1991）『教師の意思決定と授業研究』ぎょうせい

0・1歳児担当保育士が考える子どもとの応答的な関わりについての省察の深化とは

○武藤直子 上村晶 (桜花学園大学)

1. 問題と目的

保育所保育指針解説（厚労省,2018）の乳児保育及び1歳以上3歳未満児の保育の項に多数の「応答的」という言葉が記載されている通り、3歳未満児の保育においては、保育士が子どもに応答的に関わることは重要な意味を持っている。そこで、3歳未満児の保育のなかでも応答的な関わりが多く出現する0・1歳児を担当する保育士に着目し、子どもとの応答的な関わりについての省察の深化に関する意識を明らかにすることを本研究の目的とする。

2. 研究方法

(1)調査方法・分析方法：2023年7月19日から7月31日に、X市立保育園（87か所）に勤務する0・1歳児を担当する保育士（129名、平均経験年数17.2年）へwebアンケート（無記名式調査）を実施した。アンケート項目は保育所保育指針解説（厚労省,2018）を参考にして作成し、本稿では「応答的な関わりを省察することについて、今後どのように省察すると、より深まると思うか」という問い合わせ得られた自由記述回答を、KJ法（川喜田, 1970）で分類した。(2)倫理的配慮：調査実施に際しては、X市役所に研究協力の承諾を得た上で各園長に依頼した。また、webアンケートフォーム上に、研究協力者の最善の利益への配慮、個人情報保護への留意等を記載し、承諾を得られた協力者のデータのみを抽出した。なお、本学の研究倫理審査委員会の審査を受け、承認を得た（大2023-5）。

3. 研究結果

67名の自由記述回答をKJ法により分類した結果は、図1の通りである。まず、上位カテゴリーとして『省察方法』と『省察の基盤となるもの』に大別され、『省察方法』の下位カテゴリーとして「(他者と)話す」「書く+話す」「書く」「書く+話す+読む」「読む」「聞く」「見る」の7つが分類された。また、『省察の基盤となるもの』の下位カテゴリーには「相互的対話の必要性」「観察の重要性」「時間の確保の必要性」の3つが抽出された。

4. 総合考察

7カテゴリーに分類された省察方法に着目すると、①自己内対話による表出を通して深める（書く）、②多様な見解を吸収しながら深める（読む・見る・聞く）、③表出と吸収を相互に繰り返す中で深める（他者と話す）の3つに分類できると考えられる。よって、0・1歳児担当保育士は、応答的な関わりを省察する方法として、吸収と表出を相互に生かし、織り交ぜて省察を深める視点を持っていることが窺える。また、③「(他者と)話す」が最も多い理由として、吸収と表出を同時に行き交わせる中で、多角的な視点を獲得し、それを基にして思考を広げたり深めたりすることが可能となるため、有効な方法であると考える保育士が多いと推測される。続いて「省察の基盤となるもの」では、省察を深めるための時間確保の必要性に加え、省察の対象となる子どもとの言葉だけではない心情的な対話や観察を行う際においても、保育士の心の余裕、それを生むための時間が必要であると考えていると推測される。以上のことから、0・1歳児担当保育士は省察を深めるために、多様な省察方法を織り交ぜた活用や保育士及び子どもとの対話による相互作用の有効性を重要視することが示されたと考える。

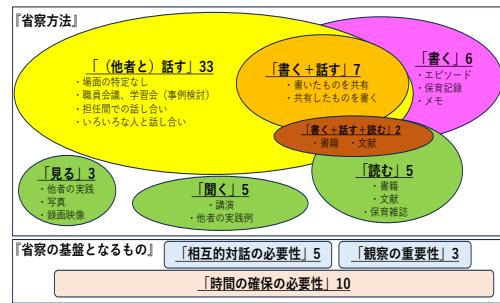


図1 応答的な関わりについての省察を深める手立て

謝辞：本調査の実施に際し、ご協力いただいた保育士のみなさまへ御礼申し上げます。

第3分科会

司会：首藤 隆介（名古屋造形大学）

「後期中等教育における通信制高校の存在意義」

NHK学園高等学校岐南工業高校協力校

國枝 幸徳

本報告は2021年度当会での報告の続編という位置づけになっている。通信制高校に関して言えば、この3年で随分と認知されるようになってきたと思っている。ただ、約3万人を集めると新しいタイプの広域通信制高校が認知の広がりに貢献してきたと思うが、その高校が通信制高校（特に広域通信制高校）の一般的な姿かと言えば、決してそうではない。今回はそのあたりのことを強く意識しながら後期中等教育のあるべき姿を考えてみたいと思っている。

はじめに：高等学校入学検査倍率の持つ意味

ここ数年、岐阜県では公立高等学校の入学検査の志願者が定員を割るようになってきた。公立高校の入学定員が、その年の中学生3年生の人数と私立高校の入学定員をもとに定員を割らないように決められているのだが、なぜ定員を割るような事態が続いているのか？

そこに私立通信制高校の存在（と拡大）があるのは明らかだとしても、なぜ多くの中学生が通信制高校を選ぶのか？この流れで公立高校が、大阪府のように一定の年数定員割れが続いた場合その学校の募集を停止するような方針を取り始めると、「後期中等教育を受ける権利」の保障が縮小してしまって懸念される。新しいタイプの広域通信制高校の広がりが今後の中等教育の変遷、ひいては子どもの中等教育を受ける権利の保障にどう関わっていくのか、今回考えて行くことにする。

1. 後期中等教育段階での生徒の動き

通信制高校が、全日制高校と違って楽しく学ぶことが出来る、さらに楽に高校卒業の資格を得ることができるところだという理解が広がったからか、中学生が最初から（私立の）通信制高校を選ぶ事例が増えてきた。それを、ヒトとして成長していく大切な時期に行われる後期中等教育として認めていいって良いのか？

中等教育前期、子どもにとって過重な負担を強いて、後期にあたる期間軽い負担で済ませるといった図式が容認されて良いのだろうか？

2. 本校に集まる生徒の構成

本校（NHK学園高等学校岐南工業協力校）の場合、中学校から直接入学してきた生徒は1年生が6／10、2年生が5／13、3年生が5／21人といった構成になっている。中学校から直接入学してくれる少数派の生徒は、中学校段階で何らかの困りごとがあった生徒を中心で、全日制の学びから逃げてきた生徒は聞いたところではない。

本校の場合、むしろ一度入学した高校で学習に向ける思いが満たされず転・編入学してくる生徒が多い。これが学年を追うにしたがって生徒数が増えてくることに繋がっている。

3. 通信制高校での学び

従って、学習に向かう姿勢は良好な生徒が多い。中等教育段階で学ぶことに支障を來した生徒が集まってきて、一人ひとりの状況に応じた学びを進めて卒業していく。当たり前のことだが、生徒に「ここではしっかり学んで卒業してもらう」と繰り返し言っている。

まとめ：教育を受ける権利の保障と通信制高校

後期中等教育が義務制になっていないことは、後期中等教育が「いつでも、どこでも、だれ（に）でも」保障されている権利だということに繋がる。学びたくなったときに行使できる教育を受ける権利だと理解すべきだ。通信制高校は簡単に単位を出すべきではない。この思いを強く持って今の取り組みを続けていきたい。

高等学校の生徒数（公私別推移）



(※1) 全日制・定時制課程の生徒数は、専攻科・別科に属する生徒数を含む。

(※2) 通信制課程の生徒数は、他の学年移行者数は含まれていない。

(出所) 文部科学省「学校基本調査」

北欧協力における持続可能な開発のための教育政策

天池洋介（岐阜大学ほか非常勤講師）

2015 年に国連において持続可能な開発目標（SDGs）が定められ、各国は持続可能な開発を政策の根幹に据え、17 のゴールを達成することを求められるようになった。そのうちの一つが教育政策であり、「質の高い教育をみんなに」という目標が設定されており、従来の環境教育の枠組みから大きく拡張され、教育機会の平等や社会的公正が求められている。国連という国境を越えた領域において世界同時に共通の教育政策を実施するにあたり、以前から地球環境問題への取り組みや、教育機会の平等を進めていた北欧諸国の対応を検討することは、日本をはじめその他の国々にとっても SDGs 達成の参考点となるだろう。そこで本報告では、北欧諸国によって構成される国際機関である北欧協力（Nordic Co-operation）における持続可能な開発のための教育政策を明らかにすることを目的とする。

北欧協力における持続可能な開発政策は 1998 年に始まり、2001 年からは持続可能な開発のための北欧戦略が策定され、以後改定を重ねている。2015 年における SDGs の適用に伴って、持続可能な開発のための北欧戦略は SDGs との整合性が図られるようになった。また、北欧協力は 2019 年に長期計画である「Our Vision 2030」を策定し、北欧協力全体の政策を SDGs に適合する形で統合的に運用している。

このような北欧協力における SDGs に基づいた政策形成において、北欧協力における教育政策も持続可能な開発の観点から再構成されている。「Our Vision 2030」ではグリーンな北欧地域、競争力ある北欧地域、社会的に持続可能な北欧地域を 3 つの柱としているが、教育政策は競争力ある北欧地域に位置付けられている。そのため 2019 年に策定された持続可能な開発のための北欧戦略においても、教育政策は「より多くの北欧諸国の若い人たちが、ビジネスコミュニティによって要求されるコンピテンツを提供するような教育プログラムで学ぶこと」と、経済競争の観点から位置付けられており、また子どもや若者が受動的な客体として位置付けられている。

他方で、「北欧諸国における持続可能な開発のための教育のマッピングプロジェクト」では、上記のような北欧協力の教育計画が経済的価値や豊かさの追求に留まっており、自然との調和や民主主義、平等の実現を定めた SDGs の 4.7 が目標から外れていることを指摘している。そして、北欧協力が北欧諸国における持続可能な開発のための教育を策定するにあたっては、気候ストライキに立ち上がったグレタ・トゥーンベリのような子どもや若者たちの主体的な声に耳を傾け、それを政策に反映させる必要があることを提起している。

以上のような北欧協力における持続可能な開発のための教育政策は、計画の策定においては国連の設定した枠組みよりも経済競争に偏重させ、大きく変容させた点で例外的であるが、同時にその計画の変更を求めるレポートが提起され、検討されている点でも例外的な事例である。これは国民の意思が反映されにくいグローバルな政策決定プロセスを経て、トップダウンの形で実装・実施されることの多いグローバル社会の政策を、グローバルな直接民主主義プロセスによって修正するという試みであると考えることができる。

C・マーティンの「高等教育を受ける権利」擁護論はどれだけ成功しているのか
大野孝太(名古屋大学大学院)・○浜田優希也(名古屋大学大学院)

近年、英米圏教育哲学において「高等教育の哲学(Philosophy of Higher Education)」という領域が発展しつつある。高等教育の哲学とは哲学的な手法を用いて高等教育の諸問題を分析する試みであり、例えば、その代表的人物の一人であるR・バーネットは「高等教育の世界における諸問題から考察を始め、哲学的な著作を参照し、その問題に対して光を当ててくれるような資源を探し求める」と標榜している(R・Barnett 2016 p.)。そのような高等教育の哲学において、2022年にC・マーティンは *The Right to Higher Education*(以降RHE)にて、これまでと異なる視点から高等教育の意義を打ち立て、高等教育への進学が権利としてリベラリズムに内在的に組み込まれる余地があると論じた。マーティンの論理展開における大まかな流れは以下のとおりである。自律は、現代社会で個人が成長するために極めて重要である。その自律を支えるために必要な教育には、高等教育も含まれる。故に高等教育を受ける権利がある。学生ローンなどの借金や借金の見込みは、高等教育に関する個人の選択を制限し、借金を厭う人々を高等教育から排除する。すなわち、誰もが借金をすることなく高等教育へアクセスする事が可能であるべきである。その手段として高等教育における学費負担を政府が完全に請け負うことが最善である。

RHEは極めて独創的でチャレンジングな試みではあるが、一方でいくつかの指摘もなされている。例えば、P・クックはRHEでは(いくつかの要因により)高等教育を受ける準備ができていない人々や意欲がない人々が排除されることの不当性を指摘している(P・Cook 2023)。

本発表は、RHEの行論を確認した上で、それがどれだけ成功しているかを批判的に検討する。より具体的には、次の二つの観点から検討する。第一に、マーティンが擁護している「高等教育を受ける権利」とは何なのか。先行研究群がRHEが何を擁護しているのかを明確には確認してこなかった点を踏まえれば、この検討には意義がある。第二に、RHEの議論は非理想状態にどれだけ応用できるのか。RHEは専ら理想の記述に専念しているが、教育哲学が教育という応用的・実践的問題領域を対象としていることを踏まえれば、非理想状態への応用(不)可能性を詳らかにすることは重要である。

参考文献

- Barnett, R. (2016) "Constructing the University: Towards a social philosophy of higher education" *Educational Philosophy and Theory* 49(1), pp.78-88.
- Martin, C. (2022) *The Right to Higher Education: A Political Theory*, New York: Oxford University Press
- Cook, P. (2023) "Pity the Unready and the Unwilling: Choice, Chance, and Injustice in Martin's 'The Right to Higher Education'" *Theory and Research in Education* 21(1), pp.82-87.

【謝辞】

本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2125 の財政支援を受けたものです。この場を借りて「東海国立大学機構メイク・ニュー・スタンダード次世代研究事業」に御礼申し上げます。

「非主流の普通科」の学習支援と生徒指導 —高等専修学校卒業生のインタビュー調査から—

千田 沙織（名古屋大学大学院）

1. 研究の目的

高等専修学校（専修学校高等課程）とは、学校教育法125条②に規定された実践的な職業教育・専門的な技術教育を行う教育機関として、多岐にわたる分野でスペシャリストを育成する学校である。具体的には、看護科、美容科、商業科、デザイン科、芸能科などの学科を設置している学校が大多数である一方で、X県には「普通科」と工業科を設置する高等専修学校（A校）が存在する。本研究では、高等学校普通科のような「主流の普通科」に対して、高等専修学校普通科を「非主流の普通科」と定義し、主に学習面と生活面に注目して研究を行った。

2. 調査方法

本研究の調査は、2023年6月1日から同年12月にかけて行ったインタビュー調査である。研究参加者は、研究実施者が授業を担当したことがあり、研究協力依頼に同意してくれたA校普通科普通コースまたは情報コース出身の卒業生18人である。在学中、入学動機や学校生活の背景が異なった卒業生に半構造化インタビューを行い、A校普通科を進学先に選んだ志望理由や、学校生活の制度や文化における生徒たちの思考や影響の聞き取りを行った。

3. 調査結果

18人の卒業生全員が、学力（内申点）や出席日数が足りないことを理由にA校を選択している。そして「普通科」を選んだ理由として「（高等学校で）普通に勉強したかった」、「工業科だと進路が狭まる（=普通科ならば進路の幅が広がる）」と語ったことから、A校は高等学校普通科への入学を諦めざるを得なかつた生徒たちに向けての「普通科セーフティネット」の役割を果たしている。また、「他（専門学校）ってなんか（専門が）1つなんですよね。動物とか料理とか。多分（A校なら）動きやすそうだなっていうのはありました。何をしなきゃいけないっていうのがない」という語りから、普通科という多様な進路を選べる環境の中で、1つの分野にとらわれず専門的な知識や技術を身につけられる特徴が見い出された。

学習面において、A校では中学校の復習（数学は文字式、英語はアルファベット）から授業を進める。14人の卒業生が、A校の授業で学習内容が理解できるようになり、「やさしい学習支援」によって試験の点数や成績が上がったと語った。一方生活面においては、「やさしい学習支援」による授業環境を整えるために校則を中心とした「厳しい生徒指導」が見受けられた。学校にいるときは携帯電話を担任に預けなければいけないことや、お菓子やマンガなど不要物を持ってきてはいけないことなど、生徒指導に対して「めんどくさかった」、「校則が厳しい」と不満を語る生徒は多かったが、インタビューを続けていくと「校則厳しくなかつたらこの学校終わるんだなっていうのも分かる」、「学校の校則ってみんなを守るためにある」と校則の必要性や意義を悟っていた。

以上よりA校普通科は、高等学校普通科に入学したかった生徒のための「普通科セーフティネット」であり、「やさしい学習支援」と「厳しい生徒指導」によって「多様な専門知識や技術を学べる普通科」という役割を果たしていることが分かった。

第4分科会

司会：山下 廉太郎（朝日大学）

ドルトムント教育アカデミーにおける農村学校実習の実施状況とその変遷

藤井 利紀（岡崎女子短期大学）

プロイセンは、中等教育段階であったことから不十分だとみなされていた教員養成所 (Lehrerseminar) を廃止して、新しい国民学校教員養成機関として入学条件に大学入学資格を求める教育アカデミー (Pädagogische Akademie) を 1926 年から 1930 年にかけて 15 校開設した。教育アカデミーは、1933 年にナチスによって教員養成大学 (Hochschule für Lehrerbildung) に改変されたため、その存続期間は決して長くはないが、ドイツの初等学校教員養成史において「大学における教員養成」の端緒であった。

国民学校教員養成機関が教員養成所から教育アカデミーに移行したことによって、教育実習の実施形態にも大きな変化が見られた。教員養成所における教育実習は、付設された演習学校での週 4 時間から 6 時間の授業実習を中心であった。学生は、こうした授業実習と同時並行で週 30 時間の講義も受けていた。それに対して、教育アカデミーの教育実習では、通常講義を取りやめ数週間集中的に行うブロック実習が次第に採用されるようになった。加えて、ブロック実習の中でも、農村学校実習 (Landschulpraktikum) は教育アカデミーが持っていた付属学校ではなく、一般的の国民学校で実施された。実習校の違いという点においても、教育アカデミーは旧来の教育実習とは異なる特徴を持っていた。

本報告が着目するドルトムント教育アカデミーが「こうした形態での農村学校実習は初めての試みであり、プロイセンではその経験はまだない」¹⁾ と述べていたように、実際に農村学校実習は新たな教育実習形態であった。そのため、ドルトムント教育アカデミーは実習に関わっていた視学官 (Schulrat) や実習校教員と情報交換をしながら、農村学校実習の実施規程を毎年改訂する等、試行錯誤を繰り返していた。本報告では、毎年ドルトムント教育アカデミーが農村学校実習を実施する中で、関係者が実習をどのように評価し、それを受けた実習自体にどのような変更が加えられたのかを明らかにしていく。

先行研究では、教育アカデミーの理念を共有していない実習校教員が教育実習の指導を担うことに大きな困難があったと説明されてきた²⁾。しかし、ドルトムント教育アカデミーにおける農村学校実習の実態を見ていくと、教育アカデミー側が実習校教員の役割や、学生と実習校教員との関係を問題視していた様子は見られないと言えよう。

1) Richtlinien für das Landschulpraktikum der Studierenden der Pädagogischen Akademie Dortmund, in Landesarchiv Nordrhein-Westfalen Abteilung Westfalen, K101 Regierung Arnsberg Nr. 64307, S.4.

2) 例えば、Harald Geißler: Zur Entstehungsgeschichte schulpraktischer Lehrerbildung in der ersten und zweiten Phase, in: Pädagogische Rundschau, Jg. 41, 1987, S.645-665 が挙げられる。

フリースクール思想の異種同形(isomorphism)ーA. S. Neillと手塚岸衛ー』

愛知大学 加藤 潤

本発表では、フリースクールが近代の一時期に公教育の代替（オールタナティブ）として生まれたにもかかわらず、現在、むしろ、それは公教育システムと一体化しつつある現象を分析したい。その指摘の上で、教育システムが歴史的に、二項対立（「公」VS「私」）から、両者を包含する新たなシステムに変容していくプロセスを明らかにしていく。その際、かつて、1980年代、社会学者、J. Meyer等が提唱した、教育システムの異種同形（isomorphism）という概念を使いたい。つまり、20世紀半ば、欧米を中心に国民国家（nation state）の範型が生まれ、それに付随する世界イデオロギー（world ideology）または、世界文化（world culture）と呼ぶ価値規範が、共通して目指すべき実現目標として設定される現象である。したがって、教育における価値観、形態にも、ある共振現象が起き、類似した教育論または、教育形態が同時発生していくのである。その後、国民国家の構築が安定すると、「個」と「国家」の関係をめぐる新しい概念が生まれる時期を迎える。言ってみれば国家システムのゆらぎとも言える時期である。そこに生まれるのが、ゆらぎの共振とも言える自由教育運動である。その事例として、ここでは、二人の教育実践家を手掛かりにする。一人は、フリースクール思想の代表として、イギリスのサマーヒルスクールを創設した A. S. Neill (1883-1974) である。その共振現象の対象として、Neill の影響を全く受けていない我が国の手塚岸衛(1880-1936)による自由教育運動を事例として取り上げる。両者を比較することによって、近代の国民国家がある時点で、公教育のアンチテーゼが生まれる段を迎えることを指摘したい。具体的手法として、二人が共通して掲げる自由教育思想の骨格とも言える、自由（freedom）と自治（self-government）という教育実践価値が共振現象を起こしていることを、それぞれの教育論をテキストにして読み解いてみたい。そこから、彼らは、国民国家の市民を養成するための教育を目指してはいなかつたことがわかってくる。つまり、社会化のエージェントとしての教育実践ではなく、むしろ、「個の析出」、言い換えれば、自己を自律的に統制する力（手塚の言葉を援用すれば、「自然の理性化」）を目指した教育を実践しようという試みだった。

これらの事例分析の上に立って、二人の自由教育思想家、実践家が20世紀の初頭に共振現象を起こしたのは、単に偶然の出来事、また、もう少し要因説明を加えれば、当時の哲学思想や啓蒙思想の共有の結果とみるより、何らかの必然的段階だったのではないかと考えてみる。

最後に、仮説的に近代の公教育システムが、直線的発展ではなく、いくつかの形態形成（morphogenesis）を経て、現在も進化しつつある過程を整理したい。その際、M. Archer の教育システムの発達類型論が分析枠組みとして有用であるかどうかも検討してみたい。すなわち、ここで提示したいのは、19世紀半ばからの近代公教育システムの発展の過程は、一様に量的拡大をしてきただけでなく、その間に、個と国家の二つの軸をめぐる葛藤、均衡を繰り返してきた構図である。そして、現在、公教育システムは、新自由主義的な市場原理によって、個と国家の新たな関係図式を示しつつある。それは、個人の多様性が受容される教育の中で、その背景枠組みとなっている市場原理が教育的価値に影響を与え、個人は自己責任原理によって自由になるとともに公共性の庇護から離脱していく図式である。そこにフリースクール思想と公教育の、予期せざる融合が起きていることを仮説的に示したい。

1950年代の北陸三県（富山県・石川県・福井県）における生活綴方をめぐる状況調査

松本圭朗（近畿大学）

I.はじめに

生活綴方が隆盛した時期の一つが1950年代である。当時、日本作文の会は全国組織として、各地の生活綴方教師たちを結びつけ、地域に根差した教育実践を支えてきた。この地域に根差した生活綴方の解明は重要な課題であり、これまで多くの諸研究が各地域における生活綴方の解明を進めてきた。しかし一方で、その解明が遅々としている地域もある。その一つが北陸三県——富山県・石川県・福井県——である。元来、戦後期の北陸三県は民間教育研究運動が盛んではないとされてきた。例えば、中野光は北陸三県が民間教育研究運動の「陥没地帯」と呼ばれていることを紹介している¹⁾。また、大槻健は北陸三県に対して「要は各県の教育運動を他県との交流によってより豊かにする課題意識が十分な浸透をみせていない」と指摘している²⁾。こうした民間教育研究運動への評価は、生活綴方に関する民間教育研究運動にも当てはまる。しかし、その一方で、地域に根差した生活綴方が着実に展開していたのも事実である。したがって、本発表の問題関心の第一は、生活綴方に係る研究史上の空白を埋めることにある。この作業を積み重ねていくことによって、初めて北陸の生活綴方を議論の俎上に載せることが可能となり、その意義や課題を詳らかにする作業に着手できるだろう。以上の問題関心に基づき、本発表では、1950年代の北陸三県における生活綴方の状況の報告を目的とする。

本発表では、上述の目的を達成するために、日本作文の会による雑誌『作文と教育』を取り上げる。雑誌『作文と教育』は、各地で生活綴方に取り組んでいる教師の論考や教育実践記録が掲載されている。その一方で、各地の教師の近況について知ることができる「談話室」という投書欄や、各地から寄贈された文集の紹介を目的とした「各地の文集」、「文集展望」等の文集紹介欄が設けられている。各地の教師たちは投書欄や文集紹介欄を一つのきっかけとして交流を深めていったと推察される。

本発表では、以上のような『作文と教育』に現れる北陸三県に関連する事項を整理する。その際、1986年に岩崎書店より発行された復刻版を用いる。復刻されたのは1950年11月の創刊号から1960年12月の11巻13号（通号では105号）までである。この復刻版に対して、①北陸三県の教師等による論考や投書の整理、②北陸三県の教師等が関与した文集の整理、③北陸三県の教師等が関与した生活綴方作品の整理をおこなう。なお、③については、日本作文の会が1950年代に編纂した書籍に掲載された子どもの作品および指導した教師の整理を併せておこなう。日本作文の会の編纂による書籍から生活綴方作品を整理することで、『作文と教育』に掲載されている寄贈文集を補完する。

これらの調査を各県別におこない、①教員の論考等、②寄贈文集、③誌面・書籍において公開された子どもの生活綴方作品および指導した教師を示す。そして、北陸三県に関する先行研究の知見を踏まえながら、当時の状況の一端を概括し、報告する。

主要引用文献

- 1) 中野光（1968）「戦後地域における教育研究サークル運動」海老原治善編『教育研究サークルの思想』明治図書出版、45-61頁。
- 2) 大槻健（1982）『戦後民間教育運動史』あゆみ出版、303頁。

三重県における 1950 年代の特殊教育実践の検討（1）

○葛西 一馬

（三重県立特別支援学校玉城わかば学園・星槎大学共生科学部非常勤講師）

1. 研究の背景と目的

柘植は、戦前・戦後の特殊教育の歴史研究の重要性を指摘している（柘植, 2017, p126）。東海地区に注目すると、愛知県では、特殊教育（知的障害教育）について戦前から戦後以降にかけての教育実践や教育施策について検討されている。例えば、小川（2018）では、1940 年代から 1950 年代前半の愛知県の旭白壁小学校の福祉教室や菊井中学校の福祉学級についての検討がなされている。

一方、三重県では、三重県教育委員会（1981）が、戦前・戦後からの三重県の教育施策や特殊教育実践についてまとめている。また、葛西（2021）では、1950 年代の三重県の特殊教育の中でも知的障害教育に焦点をあてた検討がなされている。

しかし、三重県内の戦後の特殊教育実践について紹介されたものは少なく、検討の余地が残されている。そこで、本研究では、戦後の特殊教育の創成期（戦後から 1960 年代前半）の三重県の特殊教育実践について検討し、教育内容及び学習形態について明らかにすることを目的とする。

2. 方法

本研究は文献による検討を行う。対象の実践は入手可能であった 1950 年代の梅原（1957）の東橋内中学校の報告とする。歴史的な研究のため、一部、当時の文言を使用する。

3. 結果

梅原（1957）の東橋内中学校の報告から次のことが明らかとなった。

1) 1955（昭和 30）年の特殊学級設立趣旨

梅原（1957）は、中学校が創立してから、生徒の問題行動の程度が大きかったと述べている。また、他の生徒への影響が大きく、生活、学習指導において限界が存在しているとした上で、「普通学級に於ける劣等感と緊張を緩和し、安心出来る教育の場を作つてやる。」（梅原, 1957, p6）と述べており、行動上の問題が大きい生徒の安心の場となることを願い特殊学級を設立していた。

2) 作業学習を中心とした指導

梅原（1957）は、適応性診断テストの結果や発達段階から普通学級において学習するよりも特殊学級での学びが良いとした上で、指導内容については、「作業学習を中心に勤労精神の培養と対人関係の調整とをもつてその指導を根本方針とした。」（同, p8）としている。1 学期は作業学習を重視していたが、課題点を整理し、2 学期以降は、作業学習 6

に対して教科学習を 4 の割合に変更し、適性に応じた個別指導を徹底させていた。

3) 特殊学級の発展的解消

梅原（1957）は、1955 年度の実践を振り返り、指導理念を確立し得ることができず、むしろ特殊学級の「編成上の諸問題」や「指導、経営上の問題点」が残されたとしている（同, pp9-pp10.）。また、学校設備の不十分さなどの理由から、特殊学級を 1 年で解体した。そして、問題行動のある生徒の指導に当たっては、普通教育において職員の協力体制を強化したとしている。

4. 考察

1958 年に三重県内の特殊学級のある中学校は 4 校であった（三重県教育委員会, 1981）。障害種としては全て精神薄弱（知的障害）であり、問題行動を対象とした特殊学級はない。1958 年以前において、1955 年設立の東橋内中学校の問題行動の大きな子どもたちを対象とした特殊学級の取り組みは、1950 年代においては三重県内において先駆的なものであったと言える。

また、教育内容は、教科学習を出発点とはせずに、勤労精神および対人関係の調整をねらい、作業学習が中心となっていた。1950 年代当時、三重県内の特殊学級では作業学習など生活を中心とした教育が行われていた（葛西, 2021）。しかし、梅原（1957）は教科学習も充実させるため 2 学期以降の学習内容の変更を行っている。作業学習等に縛られず、柔軟な指導方針を取っていたことも特徴の一つと言える。

最後に、特殊学級が増加していく中で、特殊学級を解消し、普通学級で学ぶことにするという柔軟な教育システムをとっていた。この点は、子どもの学ぶ場ありきではなく、子どもの学びを優先し、適当な場を設定するという点において、評価できるものであると考えられる。

5. 文献

- 柘植雅義（2017）. 特別支援教育多様なニーズへの挑戦. 中公新書
小川英彦（2018）. 障害児教育福祉の地域史—名古屋・愛知を対象に—. 三学出版
三重県教育委員会（1981）. 三重県教育史第三巻
葛西一馬（2021）. 知的障害教育における指導原理と指導実践に関する歴史的考察. 星槎大学大学院紀要第 2 卷第 2 号. pp30-54.
梅原宏治（1957）. 第 16 分科会, 特殊教育を阻むものと事例研究, 本校に於ける行動問題児指導の推移. 三重県教職員組合教育文化部編集. 三重の教育第 3 集. pp6-11.

第5分科会

司会：田川 隆博（中部大学）

教師志望学生のアルバイト経験

○溝脇克弥*・藤川寛之*・菊地原守*・田口愛理*・澤田涼*・長谷川哲也**・内田良***

*名古屋大学大学院 **岐阜大学 ***名古屋大学

1. 目的

本発表の目的は、教師を目指している学生がどのようなアルバイトに従事し、またその経験から何を培っているのかについて検討することを通じて、教師教育研究の立場から学生のアルバイト経験に着目する意義を示すことにある。

学生期を対象とする教師教育研究は従来、教育実習や大学の授業といった、大学から提供される公的な経験が学生に及ぼす教育効果を論じることを主としてきた。他方で視野を広げ、大学生一般のキャリア形成に関する研究を見渡してみると、アルバイト経験が社会的スキルの伸長やキャリア意識に作用し、学生のキャリア形成に寄与しうることが明らかにされている（杉山 2007, 2009, 石山 2017 など）。このことに鑑みれば、教師教育研究においても学生のアルバイト経験に目を向け、そこから得られる学びと大学における学びとの相互作用のもとに学生の教師としての成長が捉えられる必要があるだろう。そこで本発表では、教師志望学生のアルバイト経験をめぐる研究の端緒として、質問紙調査の結果をもとに、まず教師志望学生が従事するアルバイト職種の特徴を吟味する。そのうえで、アルバイトを通じた変化について、職種ごとの違いを検討していく。

2. データの概要

本発表には、「大学生の教職志向性に関する調査」のデータの一部を用いる。この調査は2023年11月中旬に株式会社マクロミルを通じて筆者らが実施したWeb調査であり、対象は教職課程を履修している、または過去に履修したことがある大学生620名（うち3年生289名、4年生331名）である。

3. 結果

特筆すべき点としては、第一に先行研究で明らかにされている大学生一般におけるアルバイト職種の構成に比して、教師志望学生は家庭教師や塾講師といった教育系バイトに従事している者の割合が高い（図1）。その上で第二に、教育系バイト経験者は他の職種（飲食系・接客系）経験者に比べてアルバイトを通じて教職志向が高まったと回答する者の割合が顕著に高い。教師志望学生は、自らの教職志向性に照らして関連度の高い職業経験として教育系バイトを選択し、かつアルバイトへの取り組みを通じてさらに教職志向を高めている可能性がある。（※詳細は大会当日の配布資料をご覧ください。）

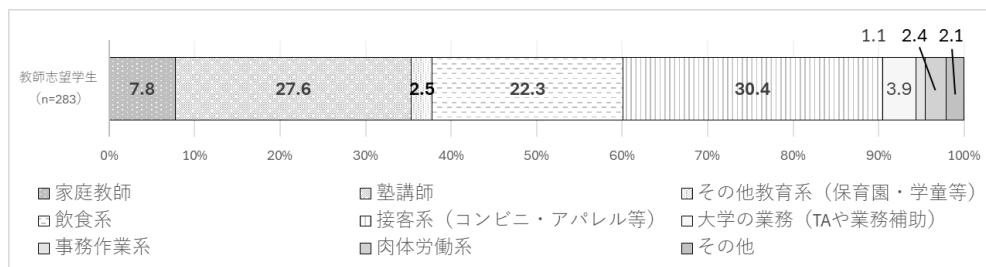


図1 教師志望学生のアルバイト職種

大学生の教職志向性とジェンダー —教員文化が教員採用試験にもたらす影響—

○澤田涼^{*1}、内田良^{*2}、田口愛梨^{*1}、藤川寛之^{*1}、溝脇克弥^{*1}、菊地原守^{*1}、長谷川哲也^{*3}

^{*1}名古屋大学大学院 ^{*2}名古屋大学 ^{*3}岐阜大学

1. 問題設定

近年、教師の労働環境における課題がこれまで以上に注目を集めている。過労死ラインを超えて勤務している長時間労働などの実態が多様な媒体で取り沙汰されている中で、教師を志望する大学生に対しても看過できない影響を及ぼすものと考えられる。

とりわけ、男性と女性の間には差異が見られる。教員採用試験の受験者全体に占める女性の割合は長期的に減少し続けており、受験者数そのものも大幅に減っている（内田 2024）。朝日新聞取材班（2024）は30代女性教諭の過酷な労働実態を示し、女性の働きにくさを考察している。教職志向性は出産や育児との両立の課題にも直結しているのではないか。

以上より、一つ目には、ジェンダー差における教職志向性を明示して、大学生が教員採用試験に臨む意識を確認する。二つ目は、教員採用試験を受けようと考える教員文化に着目する。教師の労働環境の課題への意識のほか、教員採用試験に臨みやすくなるためには何が求められるのか。教員文化による影響を探ることが、本報告の最終的な目的である。

2. 方法

本報告で用いるデータは、筆者らが行った「大学生の教職志向性に関する調査」の一部である。本調査は2023年11月15日から11月22日にかけて株式会社マクロミルを通じて行ったWeb調査であり、その対象は教員免許取得に必要な科目を一つ以上履修している、または過去に履修したことがある大学3年生と4年生。サンプルサイズは620名である。

3. 結果と考察

本報告では、ジェンダー差を踏まえて、教員採用試験への受験意欲を確認する設問と教師の長時間労働の捉え方、教師という職業に対する期待・やりがい、教師の働き方への意識に関わる設問の関係に着目して、クロス分析（カイ二乗検定）の結果を示す。

教員採用試験を受けることを踏み留まっている場合、女性は長時間労働の解消を期待できないことを問題視していた。そして、教員採用試験を受けることを考えている女性の場合には、教師が子どもに尽くすことで得られることがあるという教師への期待を抱き、職業選択に際してはやりがいを重視することが確認できた。続けて、学校外での研修や講習、地域住民との交流にも積極的な意識を持っていることが確認できた。長時間労働に対する意識が影響しながらも、献身的に働くべきだという考え方は受験意欲を掻き立てていた。

女性が教員採用試験に臨みやすくなるためには教師の労働環境の課題を解決することが重要である。また、子どもに向き合う時間を作るということに重きを置いた教師像への想いが受験意欲に繋がるという影響を踏まえても、教師としての経験を積んでいく中で過重労働となり、燃え尽きてしまうことがないように対策を講じるなど、教師の労働環境を整えていくことが重要になるだろう。（資料の詳細や引用文献は、大会当日の配布資料に掲載する。）

『婦人之友』における投書欄に関する研究

—明治後期から大正期に焦点を当てて—

徐 真真（静岡大学）

本報告の目的は、明治後期から大正期に発行された『婦人之友』における投書欄に焦点を当てて、同誌の読者層の特徴を明らかにしながら、雑誌と読者との関係を検討することである。

明治時代以後、日本の近代化が進む中で、女子向けの教育が広まつていった。義務教育制度の成立に伴う女子初等教育就学率の上昇や、高等女学校を中心とする女子中等教育の整備などにより、女子向けの学校教育が整えられていった。一方で、女性向けの婦人雑誌や家庭雑誌が次々と登場し、学校教育以外にも女性が学ぶ場が設けられた。こうした学校教育や婦人雑誌や家庭雑誌によって作り上げられた女性像については、「良妻賢母」に関するさまざまな研究が蓄積されてきた¹。先行研究では、「良妻賢母」は女性規範として、学校教育に盛り込まれるだけでなく、婦人雑誌・家庭雑誌を通じてその読者を「啓蒙」し続けていったとされている。例えば、中島邦は「婦人雑誌の成立は、近代のジャーナリズムの歴史と共にあるが、その成立の基礎となっているのは、婦人が啓蒙される側にあることにつきる」²と述べ、婦人雑誌が女性を「啓蒙」する役割を果たしてきたことを指摘している。

婦人雑誌は、明治20年代頃に「家庭（ホーム）」の登場とほぼ同時に登場し、読者に近代的な女性像と家庭像を提示し、読者がそれを受け入れるという構図は、これまで多くの先行研究で指摘されてきた。しかし、雑誌と読者は単に「啓蒙する／啓蒙される」という枠組みで捉えることには限界がある。明治以降の雑誌受容を研究した永嶺重敏は、雑誌は単なるニュースや情報を提供するためのメディアではなく、読者との複雑で多様な強い愛着関係の中で存在していると述べており、雑誌と読者の密接な関係を指摘している³。さらに、規範と実態との関連性に着目した仙波千枝は、明治期の『女学世界』の読者投稿およびその寄書家を検討することで、「良妻賢母」像と現実の家庭における女の日常との違いを描き出している⁴。このような読者の投稿から読者の規範に対する受け止め方を分析する手法は示唆的である。婦人雑誌の投書欄は、読者の情報や、読者と編集とのやりとりが記録されていることが多い。投書欄を見ることによって、「啓蒙する／される」という枠組みに止まらない実態を浮き彫りすることができるであろう。このように、先行研究では、明治後期における婦人雑誌が女性規範として果たした「啓蒙」的な役割に注目しがちである。しかし、読者が雑誌に提示された「規範」に対して、どのように受け止め、どのような行動を取ったのか、さらにその行動はいかに「規範」に影響を与えたのかといったことについて、より綿密に検討する余地がある。

本報告では、明治後期から大正期まで発行された『婦人之友』⁵を対象とし、雑誌と読者との関係という視点から、誌上における読者の投書を検討する。『婦人之友』は、1908年に羽仁もと子（1873-1957）によって創刊され、現在まで刊行され続けている。羽仁もと子は誌上に家政や育児問題に関する相談欄、投書募集欄などを設け、読者との交流を積極的に行っていた。昭和期に入ると、『婦人之友』の愛読者が「全国友の会」を結成するほど、多くの人に読まれた雑誌であった。

¹ 小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房、1991年。深谷昌志『良妻賢母主義の教育』黎明書房、1998年。

² 中島邦「近代日本における婦人雑誌、その周辺—『婦人雑誌の夜明け』によせて—」近代女性文化史研究会編『婦人雑誌の夜明け』大空社、1989年、pp. 2-3。

³ 永嶺重敏『雑誌と読者の近代』日本エディタースクール出版部、1997年。

⁴ 仙波千枝『良妻賢母の世界—近代日本女性史—』慶友社、2008年。

⁵ 『婦人之友』の発行は現在まで続いているが、本報告では創刊号から大正期まで発行されたものを研究対象とする。

教師と臨床心理学の知識

1960-70 年代における公立教育相談室の状況から

古殿真大

名古屋大学大学院

日本学術振興会特別研究員(DC2)

本報告は、1960-70 年代の児童精神科医や臨床心理士のような教育に関する医療専門職の養成が未だ不十分であった時期における、教師と臨床心理学の知識との関係のあり方を明らかにすることを目的とする。

本報告では、学校教育に医療的な知識を取り入れる試みの一例として、1965 年に愛知県教育科学センター内に設置された教育相談室(以下、相談室)を主な検討の対象として取り上げる。この教育相談室の主な業務は教育相談の実施と、そのケースを扱った事例研究会つまり教師に対する研修の実施である。相談室はこの 2 つを通して教師に心理学的知識を伝授していた。

相談室の設置当初は、所員 2 名と県立高校の生活指導主事 4 名が相談員として相談にあたっていた。相談内容を大きく分けると「身体・精神に関するもの」「知能・学業に関するもの」「進路・適性に関するもの」「その他に関するもの」の 4 つに分類され、相談員は名古屋大学助教授丸井文男ほか 3 名の指導のもとでこれらの相談に対応していた。相談室は、生活指導主事が教育相談の経験を通して臨床心理学の知識を体得する場でもあった。臨床心理学の専門家が不足していた 60 年代においては、教師は専門家の指導のもと不足していた人員を埋め合わせるように教育相談業務に対応していたのである。

ただし、相談室の相談員となる教師はごくわずかであり、事例研究会に参加することによって心理学知識を得る教師の方が多数であった。相談室による事例研究会は好評を博しており、1969 年ごろから参加者が徐々に増え始めている。1970 年には 40 名から 80 名程度の参加者であったのが、1971 年には常時 100 名を超える盛況ぶりであったという。この参加者の推移からは、教師が積極的に臨床心理学の知識を受容とする様子が見て取れる。

しかし、70 年代は研修が普及していく時期であると同時に、相談室の体制が整っていく時期でもあった。1974 年度には、相談室の相談体制は専任の 2 名の所員が担当することになり、総実施回数を前年度の 3 倍強に伸ばしている。こうした状況下において、教師が臨床心理学の知識に習熟することは求められなくなっていた。その代わりに求められたのは、問題のある児童生徒のカウンセリングを委託する場合であっても、教育という専門の場で十分に教師としての役割を果たすことであった。

以上は次のようにまとめられる。60 年代においては、教師が学校外の相談室に赴き相談業務を担ったり、学校外で実施される研修に参加したりすることによって臨床心理学の知識を得ていた。またこの時期には教師自身が臨床心理学知識を基にした実践の担い手となることが求められた。これに対し、次第に専門職が充足されていく 70 年代においては心理専門職とは異なる分業者として専門性のある教師が要請されるようになった。70 年代においても臨床心理学知識が教師にとって不要だと言われることはなかったが、60 年代のように臨床心理学的な実践を教師にもとめることは稀になっていた。

第6分科会

司会：中山 弘之（愛知教育大学）

中学生から見た部活動の地域移行

—愛知県 A 市におけるアンケート調査から—

○高橋俊樹（名古屋大学大学院）

藤川寛之（名古屋大学大学院）

内田良（名古屋大学）

1. 問題の所在

本研究の目的は、近年議論されている中学校における部活動の地域移行について、愛知県 A 市が 2023 年に実施した「中学校部活動と休日（土・日・祝日）の地域クラブ活動に関するアンケート調査」（以下、本調査）の二次分析をおこない、中学生から見た部活動の地域移行への認識を明らかにするところにある。

2020 年には文部科学省が「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を提言し、休日の部活動に関する段階的な地域移行を目指すことが示された。部活動地域移行に関する話題は 1960 年代から持ち上がっていた反面、積極的に実施されることはほとんどなかった。その一方で、近年における一連の部活動改革の動きによって、地域移行は現実的なものとなりつつある。直近では、2022 年度からの 3 年間を対象に、休日の運動部活動を段階的に地域移行させる改革集中期間として位置づけられるようになっている（スポーツ庁 2022）。

一方で、部活動地域移行に関する先行研究は、教員の働き方改革を踏まえた地域移行の論調に並行している。従来の多くの研究は、部活動に携わる教員を対象にしたものや地域移行の制度や仕組みに関心を寄せてきた。そうした先行研究群は、本来活動の主体となるはずの中学生のまなざしを捨象してきたといえる（近藤ら 2022）。

本研究では、従来の先行研究が見落としてきた、中学生がもつ地域クラブへの認識を明らかにすることで、中学生と部活動地域移行の関係を明らかにする。

2. 調査対象

本研究では、2023 年 10~11 月にかけて愛知県 A 市で実施された本調査における結果を使用する。本調査は、A 市内の中学校における教員・生徒・保護者への三者調査である。また調査は、Google Form を通じて Web 上で行われた。アンケートの内容は、現在の部活動・地域クラブにおける活動状況やそれに対するイメージ・活動時間への問い合わせが中心である。今回の分析では、その中でも中学生の回答データを用いながら、部活動・地域クラブへの認識や活動時間の実態、クラブ活動への参加希望状況を明らかにする。

3. 結果

分析の結果、得られた知見として中学生は部活動への意義を見出している（「希望するスポーツや文化活動ができる」思う 79.4%など）一方で、地域クラブへの意義に関しては、地域クラブにすでに参加している生徒は意義を見出している（「希望するスポーツや文化活動ができる」思う 76.6%など）が、参加していない生徒は意義が不透明である（「希望するスポーツや文化活動ができる」わからない 39.0%など）ことが分かった。これは、中学生が今まで経験した「部活動」と地域移行する（予定）の「地域クラブ」の存在が、いまだに曖昧で、未知な活動場所であることを示している。

詳細な調査結果及び考察については、発表時に報告する。

4. 参考文献

近藤雄一郎・佐藤亮平・山次俊介・山田考禎・沼倉学（2022）「運動部活動の地域移行に関する一考察」

『福井大学教育・人文社会系部門紀要』7,pp285-303.

スポーツ庁（2022）「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言－少子化の中、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会の確保に向けて－」『運動部活動の地域移行に関する検討会議』

高校の生徒管理問題に対する生徒意識の変容 —1970年代における『高二時代』の投書欄を中心に—

幸田 侑希（名古屋大学大学院生）

戦後の高校における重大な学校問題の一つとして知られる高校紛争は、1969～70年にかけて全国的に拡大しピークを迎えた。高校紛争では単に授業ストライキや生徒集会が行われていたのではなく、ほとんどの高校で闘争生徒から学校に対して教育体制の改善や政治的課題など、さまざまな要求が掲げられていた。なかには、「生徒心得改訂・撤廃」や「頭髪自由化」、「制服制帽自由化」といった生活指導に関する主張も存在した。この中でも殊に議論を呼んだのが制服自由化である。生徒側からの制服自由化の要求に対し、学校側は「節度を守らせれば問題は起きないだろう」と判断して制服自由化に至ったり¹⁾、校内の無秩序状態に対処するために否応なく認めざるを得なかつたりするケースも多かつた²⁾。こうした学校事情を背景に、1960年代後半から70年代前半にかけて全国100校以上の高校で制服自由化がなされたのではないかと小林哲夫は指摘している³⁾。

一方で、1980年代は「教育荒廃」と呼ばれるほど数々の学校問題が浮上したといわれている。小国喜弘によれば、管理主義による教育体制のもとで校則が厳格化され、逸脱する生徒へ体罰を用いた指導が行われていた。それと同時に、暴力的な指導をする教員に対抗するため、生徒による校内暴力が頻発した。その中で次第に教員への抵抗に限界を感じた生徒の一部が標的を弱者に変えたことで、いじめ問題に繋がったと説明している⁴⁾。

しかし、これらの時期の狭間にある1970年代は、高校生の政治運動が盛んだった60年代の残滓として、あるいは管理教育や校内暴力などが問題視される80年代の前段階として位置づけられる傾向にある。加えて、上述したような教育に関する時代状況は、教員やメディアをはじめとする上からの視点によって語られる反面、生徒らによる下からの視点は捨象されている。これらを踏まえると、同時期の学校内状況を多角的かつ実証的に調査した研究は僅かであり、実態の解明はなされないまま課題が山積しているといってよい。

こうした研究状況を踏まえ本発表では、高校紛争期の制服自由化から校則問題へ至る過渡期として位置づく1970年代に焦点を当て、制服・校則問題を含む生徒管理の在り方に対する生徒意識の変容を解明する。それを通して、これまでほとんど実証されてこなかった1970年代の高校における生徒管理の一様態を、生徒の側から検討することを試みる。

以上を明らかにするため本発表では『高二時代』を中心的な史料として扱う。同誌は1964年4月以降旺文社から発刊されていた、比較的購読率の高かった学習雑誌である。このため、内容は入試や定期テストに関する記事を軸としつつも、当時の世界情勢から男女交際の秘訣まで高校生の関心を引く記事も数多く掲載されていた。その中に「読者の広場（その後「読者の声」、「言いたいほうだい」に改題）」という、読者による投書欄が存在した。この投書欄には高校生自身が抱く主張や普段考えていること、自身の経験談などを自由に投稿することができた。本発表ではそこに寄せられた投書のなかでも生徒管理に関わる内容に着目し分析を行う。

〔註〕

- 1) 小林哲夫『学校制服とは何か—その歴史と思想』、朝日新書、2020、112頁。
- 2) 小林哲夫『高校紛争1969-1970—「闘争」の歴史と思想』、中公新書、2012、93頁。
- 3) 小林、前掲書（2020）、112頁。
- 4) 小国喜弘『戦後教育史』、中公新書、2023、153-170頁。

部活動の地域移行と保護者の負担 ——アンケート調査にみる活動費用と送迎時間をめぐる認識——

○藤川寛之（名古屋大学大学院）・高橋俊樹（名古屋大学大学院）・内田良（名古屋大学）

1. 問題の設定

部活動の地域移行が進むなかで、それに伴う負担の増加を危惧し、地域移行に否定的あるいは複雑な立場を採る保護者は少なくない。本研究の目的は、部活動や地域クラブ活動に伴う負担を保護者がいかに認識しているのか、そしてその認識にはどのような背景があるのか検討し、地域移行の保護者負担をめぐる議論の基礎視角を提示することである。

地域移行に対する保護者の認識は民間団体や自治体の各種調査によって明らかになってきている。東洋経済新報社（2023）によれば、部活動に所属する中学生の保護者 300 名のうち 12.0%が地域移行に反対であり、そのうち 38.9%が「指導料などのお金がかかる」、25.0%が「送迎をしなくてはならない」という理由を挙げている。また地域移行の賛否に「わからない」と回答した保護者は 44.7%にも達する。そこで本研究は、既存の調査で検討されていない保護者の背景として各家庭の子どもの部活動や地域クラブの参加状況も視野に入れ、経済的負担（費用等）と時間的負担（送迎や運営等）をめぐる保護者の認識に迫る。

2. データの概要

本研究では、愛知県 A 市の教育委員会が「中学校部活動と休日（土・日・祝日）の地域クラブ活動に関するアンケート調査」と題して実施した調査（Google Form を用いたウェブ調査）で得られた量的データの二次分析を行う。調査の実施期間は 2023 年 10 月 25 日～11 月 1 日であり、調査対象は同市の公立中学校に在籍する教員（非正規を含む）、生徒、保護者である。実際の分析では保護者から得られた 3,354 名のデータを用いる。なお、保護者とはいってもその属性には偏りがあり、回答者の 89.5%が母親であったことはデータの特徴として付言しておく。

3. 負担をめぐる保護者の認識

分析の結果、経済的負担については次の結果が明らかになっている。表 1 は地域クラブに移行した後、どのくらいの費用なら負担できるか尋ねた結果の平均値を、現在の子どもの部活動とクラブ活動の参加状況別に分けたものである。これによれば、「クラブのみ参加」の保護者がもっと高く、「部活動のみ参加」の保護者が最も低かった。この結果は、地域移行後、保護者間で経済的負担をめぐる許容度合いに差が生じる可能性を示唆している。他の分析結果を含め、詳細は発表当日に報告する。

表 1 クラブ活動移行後に許容できる活動費用と子どもの部活動・クラブ活動の参加状況の関連

各家庭における子どもの参加状況	M	SD
クラブのみ参加 (n=89)	31067.4	15566.4
部活動とクラブに参加 (n=854)	23548.0	14712.9
部活動のみ参加 (n=1,064)	15676.7	11950.5
いずれも不参加 (n=257)	17315.2	12831.2

〈文献〉東洋経済新報社、2023、「中学生の保護者 300 人調査！部活動の地域移行「賛成の親」4 割、残り 6 割の本音」(2024 年 6 月 11 日閲覧：<https://toyokeizai.net/articles/-/666564>).

ミドルリーダー研修の中堅保育者に対する継続支援の意義

上 村 晶 (桜花学園大学)

I. 問題と目的

保育現場のミドルリーダーには、リーダーシップやマネジメント・園内研修の取組方法等の研修の必要性が示されている中(保育者養成課程検討会, 2018)、ミドルリーダー層は幅広いため研修カリキュラムの開発が指摘されている(野澤ら, 2018)。しかし、多くの研修は単年度編成でデザインされることが多く(厚労省, 2017)、研修における学びや意識が翌年度以降どのように維持・深化したかを検討する必要があると言える。そこで本研究では、前稿(上村, 2023)で報告したX市のミドルリーダー研修として「協働的問題解決型研修(参加者全員が話し合って自律的に1つのテーマを決定し、道筋を立てながら協働的に研究を行う研修:年5回実施)」を受講した中堅保育者が、翌年度も「フォローアップ研修」を受講する中で、前年度研修の学びを踏まえ次年度どのような意識変容が生じたかを見出すと同時に、研修による継続支援の意義を明らかにすることを目的とする。

II. 本研修の概要

研修参加者は、中堅保育者6名(平均経験年数:11.6年、保育所5名、支援センター1名)であった。2022年度の協働的問題解決型研修では「働きやすい職場組織のために私たちができること」をテーマに掲げ、オンライン(Microsoft Temas)で実施した。その後2023年度はフォローアップ研修を年2回実施し、①前年度研修の学びを踏まえた上半期の振り返り(8月)、②ライフラインメソッドとTEM(複線径路等至性モデリング)を活用した2023年度のやりがい曲線による意識変容の可視化・発表と2年間の振り返り(3月)を行った(表1)。

表1 ミドルリーダー研修・フォローアップ研修の全体デザイン

2022年度ミドルリーダー研修					2023年度フォローアップ研修	
第1回(6月)	第2回(8月)	第3回(11月)	第4回(12月)	第5回(2月)	第1回(8月)	第2回(3月)
中堅保育者の役割(講話)/話し合いとテーマ設定	主任アンケートの集計発表/分析と考察	若手保育者アンケートの集計発表/分析と考察	発表ポスター・リーフレット作成/個別ヒアリング	市役所・所長等へのプレゼンテーション/講評/1年間の振り返り	前年度研修後の自己目標に対する振り返り・悩み共有と講評	やりがい曲線の発表とディスカッション/2年間の振り返り

III. 研究方法

第2回(3月)で示された6名のやりがい曲線のTEMに基づき、意識変容プロセスを描出すると同時に、共通するSG(社会的助勢)／SD(社会的方向づけ)を抽出した。また、2年間の研修の振り返りに関する語り合い(計20分)をテーマ分析(伊賀, 2009)し、抽象度を高めカテゴリー化・図解化した。倫理的配慮として、日本学術振興会(2010)のガイドラインに則り役所・所長・研修参加者へ研究趣旨を説明し、個人情報保護の遵守を確約の上で承諾を得た。また、所属大学の研究倫理審査を受審し、実施許可を得た(大2022-09)。

IV. 研究結果と考察(以下【SG】《SD》で表記)

2022年度研修では、ミドルリーダーとしての役割把握に関する学びに留まらず、不安軽減や仲間との連帯などを通じた意識変容も付随的に生じていた(上村, 2023)。この成果を踏まえ、2023年度は各々が目標を掲げて取り組もうとしていた一方で、他園への異動(3名)や主任昇格(1名)・担当変更(2名)など、どの保育者も年度当初は《環境の変化》《ゆとりのなさ》《人間関係構築の難しさ》に抑制され、上司と後輩の架け橋的機能が果たせず迷走することも多かった。しかし、【保護者反応】【上司助言】【同僚/ミドルの存在】など他者からの励ましや交流に助勢されながら、細やかな言葉掛けなどができるようになったと自覚していた。また、《行事の不安・慌ただしさ》によりゆとりがなくなる兆候が共通して見受けられたが、【子どもたちの成長】【職員連携強化】に助勢されて克服しようとすることができるようになった。さらに、やりがい曲線を踏まえた振り返りでは、自己目標を明確化し意識できた一方、ゆとりがなくなると上司と若手の架け橋的役割が全うできないなど、思い描いたように動けなかった現実を認識すると同時に、職員間連携やミドル同士がつながり合う喜びなど周囲の人に支えられながら、目標を見据えつつ職務に従事できることを自覚していた。よって、単年度で完結する研修ではなく、展望をもって継続的に受講者を支援することは、受講者の学びや変化を追跡しつつ、ミドル同士の連帯感を維持・強化し続けることができ、中堅保育者のやりがいや課題克服の一助になることが示唆された。今後は、実施頻度も含めた継続支援の充実・検討を重ねていく必要があると考えている。

付記:本研究にご協力いただいた中堅保育者のみなさま、X市子育て支援課のみなさまへ御礼申し上げます。